

東北地方太平洋沖地震に関して

特定非営利活動法人 関西こども文化協会

東北関東大震災で被災された皆様、そのご家族の方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。被災地での救援活動や、子ども支援に向けて保育や教育現場で力を尽くしていらっしゃる皆様に敬意を表すとともに、私たち関西こども文化協会としても、NPOの立場から被災された方々への継続した支援に取り組む所存です。

3月11日（金）14時06分頃、M8.8の巨大地震が発生し大津波が東北地方を襲いました。観測史上最大規模の地震が発生し、続々と被害の深刻さと状況が伝わってきています。阪神淡路大震災時同様、被害の実態が見えてくるまでにはもうしばらくの時間がかかるものと思われます。現在も余震が続き、孤立した人々の救出や火災の消火活動が行われています。当会にも、何らかの方法で活動に関わっていきたい、どのような活動を予定しているのかという声が寄せられています。

そのような声を受けて、3月14日（月）に「主に関西の中間支援・NPOによる東北地震・津波被災地支援に関する情報交換の集会」が、大阪ボランティア協会さんの主催で、福島区民ホール会議室で開催され、事務局も参加してきました。

すでに、現地入りした社会福祉協議会の方から現在の被災地の状況についてお話を伺い、未だ余震や津波、家屋倒壊などの危険も多く、ボランティアが現地で活動することは難しいという現状を知りました。また、阪神淡路大震災以降の教訓として、個々の団体がそれぞれに行動するのではなく、こうした過酷な状況下であればこそ、市民セクターがひとつになって被災者に手を差し伸べるのが得策ではないかということで、関西全体で何らかの方法で活動に関わっていくという方向に一致しました。

大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀から、それぞれ1名ずつ世話人をおき、来週から連絡会を立ち上げ、具体的な支援策の検討に入ります。それらの動きが見えてきた時点で、当会としても支援の動きを創りだしたいと思います。寄付などは各方面・各団体で取り組み出していますが、当会では「日本赤十字社」と、ボランティア団体・NPO団体の応援を通じて被災地を応援していく「赤い羽根共同募金（中央共同募金）」の支援金への寄付に協力していきたいと思います。

皆さんからのお力添えもお願い申し上げます。

■日本赤十字社

※この義援金は寄付金控除の対象となります。

※個人については、所得税法第78条第2項第1号、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金並びに、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。

※法人については、全額損金扱いとなります。

郵便振替（郵便局）

口座記号番号 00140-8-507

口座加入者名 日本赤十字社 東北関東大震災義援金

取扱期間 平成23年3月14日（月）～平成23年9月30日（金）

※郵便局窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除されます。

※郵便窓口でお受取りいただいた半券（受領証）は、免税証明としてご利用いただけますので、大切に保管してください。

※通信欄にお名前、ご住所、お電話番号を記載してください。

■中央共同募金会

被災地で活動するボランティア団体・NPOへの支援募金。近年、被災地での災害ボランティアが果たす役割は非常に大きく、こうした活動を資金面から支援するための募金です。

三井住友銀行 東京公務部 普通 0162085 社会福祉法人中央共同募金会災害ボランティア口

■ボランティア活動情報サイト「KVネット」※大阪ボランティア協会ホームページからもリンクしています。

「東北地方太平洋沖地震被災地でボランティアしたいと思っている方へ」

http://www.kvnet.jp/touhoku_jishin.html